

公 示 日 : 2021 年 5 月 12 日

調達管理番号 : 21a00194

国 名 : バングラデシュ

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : バングラデシュ国公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクト
フェーズ 2 詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 7 月中旬から 2021 年 10 月中旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

| | | |
|------|--------|------|
| 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
| 5 日 | 21 日 | 5 日 |

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 6 月 2 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 6 月 15 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

| | |
|----------|--------------|
| 類似業務 | 各種評価調査 |
| 対象国／類似地域 | バングラデシュ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

バングラデシュ人民共和国（以下、「バングラデシュ」）は、国家開発計画（国家第7次5か年計画（2016年度～2020年度））において2020年度までに全ての国民に対し安全な飲料水を供給することを国家目標としてきたが、2019年時点での安全で管理された水（Safely managed water）へのアクセスは全人口の48%にとどまっており¹、全人口の約40%は大腸菌に汚染された水源を、約12%が基準値を超えるヒ素²を含む水源を飲料用の水源として利用している。また、地方部からの人口流入により管路給水の積極的な導入が求められている中核都市及び地方都市においては上下水道インフラの整備が追いついておらず、管路給水へのアクセス人口は全体の10%にとどまっているのが現状である。特に表流水へのアクセスが乏しく、技術的な困難要因（礫層分布、砒素汚染、高濃度塩分、帯水層未確認、地下水位の低下）により地下水源の開発が困難な地域（以下

¹ Multiple Indicator Cluster Survey (MICS) (2019)

²微量であっても、飲料水を通じて長期間経口接種することで角化症などの皮膚疾患や発がん、および代謝疾患、神経疾患、免疫抑制等、慢性砒素中毒による健康被害をもたらす。（国立環境研究所：環境中の砒素と毒性）

「技術的困難地域」)においては、水源の分布や汚染状況、社会条件などの地域特性を正確に把握した上で、多種ある水源施設の中から最適な代替給水施設を選定・建設することが求められている。

公衆衛生工学局 (Department of Public Health Engineering。以下、「DPHE」という)は、同国の村落部と、都市部のうち都市上下水道公社 (Water Supply and Sewerage Authority: 以下、WASA) が管轄する特別都市(Dhaka, Chittagong, Khulna, Rajshahi)を除く中核都市 (City Corporation) 及び、中核都市に次ぐ規模の地方都市 (Pourashava) における給水・サービス事業を管轄している。DPHE は水源開発計画、給水施設の建設から地方自治体 (村落部ではユニオン) への譲渡までを行い、施設の稼働状況の把握や、水質のモニタリングなどの運営・維持管理は自治体の責務となっている。しかし、自治体職員の雇用数や技術的能力が不足していることから、自治体には必ずしも運営・維持管理能力が備わっておらず、DPHE が技術的な支援を行う必要がある。しかし、DPHE の支援は自治体からの要請ベースであり、施設及び水質に係る持続的なモニタリング体制は構築されていない。上記に加えて DPHE による給水施設の選定メカニズムは必ずしも地方自治体のニーズを反映するものとなっていないことなどから、給水施設の運営・維持管理は適切になされていないのが現状である。これを受け JICA は、本プロジェクトの先行プロジェクトである「公衆衛生工学局総合能力強化プロジェクト (Project for Improvement of Comprehensive Management Capacity of Department of Public Health Engineering on Water Supply。以下、「PICMaC-DPHE」という)」(2014～実施中)を通じ、DPHE に対して、給水に関する包括的技術ガイドライン (以下、GL という) の作成、情報管理システムの強化、水資源開発と適正な給水施設選定に係る技術力の向上、セクター開発計画に従った中期実施計画の策定、給水施設と水質のモニタリング体制の確立などを支援している。PICMaC-DPHE で作成している GL は、全ての DPHE 職員が、適切な水源開発計画の策定および事業の実施、運営・維持管理支援、モニタリング・評価、情報の蓄積、そして計画への反映を実施できるようになることを目標にしたものであり、同 GL が全国の DPHE の地域事務所 (管区、県、郡) における標準ガイドラインとして利用され自治体への持続的な支援体制が構築されることで、ひいては同国の村落・地方都市における給水サービスの質の向上に寄与するものである。PICMaC-DPHE では、2021 年 4 月現在、DPHE 郡事務所の職員に対して GL 普及セミナーを実施しており、パイロット地域の郡事務所において給水施設及び水質のモニタリング活動が始まっている。GL に基づいた給水事業計画・実施と施設・水質のモニタリングはパイロットエリアで開始されたばかりであり、今後 DPHE による活動が主体的に維持されるためには、引き続き普及のためのセミナーや ToT 研修を通じた地方 DPHE への GL 普及・定着が重要と

なっている。

さらに、急激な発展フェーズにある都市部における水需要の増加に対しては、管路給水による安定した水供給が求められているが、前述した通り、自治体における専門職員の人員や能力の不足が配管給水施設の普及を妨げる原因となっている。DPHE は地下水源開発に係る知見は豊富であるものの、特に表流水を水源とした浄水施設や送配水管などの管路施設、水道メータなどの給水施設の運営・維持管理に関する知見が少ないため、DPHE から自治体への技術支援体制を整えると同時に、管路給水施設の計画、設計、建設、運営・維持管理に係る能力のさらなる向上が求められている。

また、2020 年の COVID-19 感染拡大を受け感染対策としての手指衛生の重要性が改めて認識されたが、同国では約 65%の世帯が基本的な手洗い施設にアクセスできない状況³である。バングラデシュ政府は、同年策定した戦略文書⁴の中で手洗い施設の設置等を強調しており、COVID-19 を含む感染症に対するレジリエンス強化のため、水・衛生施設整備に係る長期計画の策定が求められている。

これらの背景を元に、バングラデシュ政府はフェーズ 1 で作成した GL 及び給水施設及び水質モニタリング調査活動の普及と、手洗い施設・衛生啓発、地方都市に対して管路給水を普及するためのアクションプラン作成を実施するためのプロジェクトを要請した。

本詳細計画策定調査では、DPHE 並びに関係諸機関と協議の上、DPHE の給水事業及び衛生事業に係る概況及び役割を確認し、プロジェクトの実施体制を検討するための情報を分析・整理した上で、プロジェクトの実施体制及び活動内容について確認・協議し、プロジェクトにかかわる合意文書締結を行う予定である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 6 項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021 年 7 月中旬～7 月下旬）

³ WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme for Water Supply, Sanitation and Hygiene (2019)

⁴ Bangladesh Strategic Paper to Respond to Water, Sanitation and Hygiene (WASH) issues during & after the COVID-19 Outbreak (2020)

- ① 要請背景・内容を把握（本プロジェクトの要請書及びフェーズ 1 の関連報告書等の資料・情報 の収集・分析）の上、評価 6 項目を確認するために現地調査で収集すべき情報及び調査計画・方針を検討する。
 - ② フェーズ 1 の終了時評価の結果等をレビューし、先行フェーズからの教訓や本プロジェクト実施に当たっての留意点を検討する。
 - ③ プロジェクトの PDM 案、PO 案及び事前事業評価（案）を検討する。
 - ④ 対処方針会議等に参加する。
 - ⑤ 村落・地方給水の関係機関（DPHE、地方行政局（LGD）、都市上下水道公社（WASA））および衛生分野の関係機関（DPHE、LGD、保健家族福祉省（MoH&FW）、教育省（MoE））、その他関連部署、他ドナー等、本プロジェクトの関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
 - ⑥ 他の団員が作成する質問票（案）（英文）に対し、とり纏めに協力する。
- （2） 現地業務期間（2021 年 8 月上旬～8 月下旬）
- ① JICA バングラデシュ事務所、バングラデシュ関係機関等との打合せに参加する。
 - ② PCM 手法、PDM 及び技術協力プロジェクトの評価の概要に関して、先方実施機関に対して説明を行う。
 - ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに関係者に対するヒアリングや他団員との協議等を行い、プロジェクトに必要な投入、活動、アウトプット、指標等に関する情報、データの収集、整理を行う。
 - ④ 評価 6 項目の観点から必要な情報を収集し、プロジェクトを分析する。
 - ⑤ 想定される成果指標に関するデータの所在と入手方法を把握する。
 - ⑥ プロジェクト実施にあたり、リスクとなり得る事象に関連する情報を収集する。
 - ⑦ 面談後速やかに記録を作成し、団員に共有する。
 - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA バングラデシュ事務所、バングラデシュ側関係機関等に報告する。
- （3） 帰国後整理期間（2021 年 8 月下旬～9 月下旬）
- ① 事業事前評価表（案）の作成に協力する。
 - ② PDM 案、PO 案、R/D（Record of Discussions）案及び M/M（Minutes of Meetings）案の作成に協力する。なお、調査にてバングラデシュの水セクターや DPHE における具体的な課題や改善を阻害する要因・制約などが明らかになれば、本協力の方向性を見直すことも想定され、当初 PDM（案）と比べて大幅な修正が必要となる可能性がある。

- ③ 収集資料を整理・分析する。(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめを行う。)
- ④ 調査報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ⑤ 担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

(4) 調査期間全体を通じて留意すべき事項

- ① ジェンダー視点から見た水衛生利用の現状と課題について情報収集し、結果を整理・分析する。調査結果に応じて事業の計画内容やPDM(案)へのジェンダー視点の取り入れを検討する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。次の(1)～(4)を2021年9月30日までに電子データにて提出すること。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- (2) 事前事業評価(案)(和文・英文)
- (3) リスク管理チェックシート
- (4) 収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下URLの「業務実施契約(単独型)に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、日本⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(5月26日追記)

コロナ禍の影響で欠航便が出ています。現時点で現実的に使用可能な別ルートを追加します。

追加航空経路、日本⇒ドーハ⇒ダッカ⇒ドーハ⇒日本

日本⇒コロンボ⇒ダッカ⇒コロンボ⇒日本

宿泊料は以下の単価を適用ください。

特号：15,500 円／泊、1～6号：13,500 円／泊

(2) コロナ対策に関連する経費

コロナ対策による安全対策関連経費及び一時隔離に関連する経費（日当・宿泊費、待機費用等）については契約交渉にて確認させていただきます。見積には計上不要です。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年8月上旬から8月下旬（隔離期間を除く）を予定しています。本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

なお、2021年4月現在、バングラデシュ入国後14日間の隔離が義務付けられているため、7月下旬に現地入国、隔離期間中に国内準備期間に設定されている業務の一部を実施とする可能性があります。

本契約受注コンサルタントは、準備期間・現地業務期間・整理期間を通じ、他の団員と協力しながら、プロジェクトの協力内容の詳細検討を行うことを想定しています。JICAの調査団員が現地入りしている際は、本プロジェクトの検討にかかる協議への参加を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現地渡航する団員を調整する場合があります。JICA団員はオンラインによる遠隔協議参加の可能性もあります。

ア) 業務主任者（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 地方給水計画（JICA）

エ) 村落・地方都市給水/衛生（JICAが別途契約するコンサルタント）

オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA バングラデシュ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ第一チームにて配布します。配布資料をご希望される方は、担当部署アドレス (gegwt@jica.go.jp) にメールをお送りください。メール受領後、JICA 指定のファイル共有サイト(GIGAPOD)を介して、資料を配布いたします。
 - ・ 先行案件 (PICMaC-DPHE) 関連資料
 - 詳細計画策定調査報告書 (和文)
 - R/D及びPDM
 - Project Monitoring Sheet Ver.4-5 (2020年10月) (英文)
 - Terminal Evaluation Final Report (2020年11月) (和文・英文)
 - ・ 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料が JICA のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 先行案件 (PICMaC-DPHE) 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1200032&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行

わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所及び在バングラデシュ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上